

第3章 指導計画作成に当たって配慮すべき事項

第1節 指導計画の考え方

幼保連携型認定こども園における教育及び保育は、園児が自ら意欲を持って環境とかかわることによりつくり出される具体的な活動を通して、その目標の達成を図るものである。

幼保連携型認定こども園においてはこのことを踏まえ、乳幼児期にふさわしい生活が展開され、適切な指導が行われるよう、次の事項に留意して調和のとれた組織的、発展的な指導計画を作成し、園児の活動に沿った柔軟な指導を行わなければならない。

1 園児の主体性と指導の計画性

幼保連携型認定こども園における教育及び保育においては、乳幼児期の発達の特徴から、園児が自ら周囲の環境とかかわり、活動を展開する充実感を十分に味わいながら、発達に必要な体験を積み重ねていくようにすることが大切である。また、園児が周囲の様々な環境とかかわり、主体性を発揮して営む生活は、生きる力の基礎を培う上で極めて重要な意義を持っている。

しかし、周囲の環境が発達に応じたものでなかったり、活動に対して適切な指導が行われなかったりすれば、園児の興味や関心が引き起こされず、活動を通しての経験も発達を促すものとはならない。すなわち、園児が主体的に環境とかかわることを通して自らの発達に必要な体験を積み重ねるためには、園生活が計画性を持ったものでなければならない。

言い換えれば、園生活を通して、個々の園児が幼保連携型認定こども園における教育及び保育の目標を達成していくためには、まず、保育教諭等が、それぞれの発達の時期にどのような体験が必要かなどを長期的

に見通して、指導の内容や方法を予想して指導計画を立てることが必要である。さらに、具体的な指導においては、あらかじめ立てた計画を念頭に置きながらそれぞれの実情に応じた柔軟な指導をすることが求められる。

このようなことを踏まえ、計画的に指導を行うためには、次の2点が重要である。一つは、発達の見通しや活動の予想に基づいて環境を構成することであり、もう一つは、園児一人一人の発達を見通して援助することである。この2点を重視することによって、計画性のある指導が行われ、園児一人一人の発達が促されていく。

このような指導を展開するに当たっては、園庭の自然環境、テーブルや整理棚など生活に必要な物や遊具、園全体の職員の協力関係など、園全体の物的・人的環境が乳幼児期の発達を踏まえて教育及び保育の環境として十分に配慮されていることが大切である。

2 教育及び保育の内容に関する全体的な計画と指導計画

幼保連携型認定こども園において実際に指導を行うためには、それぞれの幼保連携型認定こども園における教育及び保育の内容に関する全体的な計画に基づいて園児の発達の実情に照らし合わせながら、園児一人一人が生活を通して発達に必要な体験が得られるような具体的な指導計画を作成する必要がある。

教育及び保育の内容に関する全体的な計画は、幼保連携型認定こども園における教育及び保育の全体を見通したものであり、幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目標に向かってどのような筋道をたどっていくかを明らかにしたものである。その実施に当たっては園児の生活する姿を考慮して、それぞれの発達の時期にふさわしい生活が展開されるように、具体的な指導計画を作成して適切な指導が行われるようにする必要がある。

また、教育及び保育の内容に関する全体的な計画は幼保連携型認定こども園における教育及び保育の全体を見通し、どの時期にどのようなねらいや内容、配慮事項を持ってどのような指導を行ったらよいかを全体として明らかになるように、具体的なねらいや内容、配慮事項を組織したものとするのが大切である。

指導計画では、この教育及び保育の内容に関する全体的な計画に基づいてさらに具体的なねらいや内容、配慮事項、環境の構成、保育教諭等の援助などといった指導の内容や方法を明らかにする必要がある。指導計画は、教育及び保育の内容に関する全体的な計画を具体化したものであり、具体化する際には、一般に長期的な見通しを持った年、月あるいは発達時期などの計画とそれと関連してより具体的な園児の生活に即した週、日などの短期的な計画の両方を考えることになる。

指導計画は一つの仮説であって、実際に展開される生活に応じて常に改善されるものであるから、そのような実践の積み重ねの中で、教育及び保育の内容に関する全体的な計画も改善されていく必要がある。

3 指導計画と具体的な指導

指導計画は、園児一人一人が乳幼児期にふさわしい生活を展開して発達に必要な体験を積み重ねていくように、あらかじめ考えた仮説であることに留意して指導を行うことが大切である。幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本は環境を通して行うものであり、環境に園児がかかわって生まれる活動は一様ではない。ときには、保育教諭等の予想とは異なった展開も見られる。実際に指導を行う場合には、園児の発想や活動の展開の仕方を大切にしながら、あらかじめ設定したねらいや内容、配慮事項を修正したり、それに向けて環境を再構成したり、必要な援助をしたりするなど、保育教諭等が適切に指導していく必要がある。

このように、具体的な指導は指導計画によって方向性を明確に持ちながらも、園児の生活に応じて柔軟に行うものであり、指導計画は園児の生活に応じて常に変えていくものである。

また、指導計画を作成する際には、一般に園児一人一人の発達の実情を踏まえながらも、その共通する部分や全体的な様相を手掛かりにして作成されることが多い。しかし、具体的な指導においては、園児一人一人が発達に必要な体験を積み重ねられるようにするために、個々の園児の発達や内面の動きなどを的確に把握して、それぞれの園児の興味や欲求を十分満足させるようにしなければならない。

第2節 一般的な配慮事項

1 指導計画の作成

1 指導計画は、園児の発達に即して園児一人一人が乳幼児期にふさわしい生活を展開し、必要な体験を得られるようにするために、具体的に作成すること。また、指導計画の作成に当たっては、次に示すところにより、具体的なねらい及び内容を明確に設定し、適切な環境を構成することなどにより活動が選択・展開されるようにすること。

指導計画の作成では、園児一人一人の発達の実情を捉え、それに沿って園生活を見通すことが基本となる。園児一人一人の発達の実情を捉えるためには、園児の発達をどのように理解するかが問題となる。

発達を理解するということは、年齢ごとの平均的な発達像と比較してその差異を理解することのように受け止められることがあるが、必ずしもそれだけではない。発達に関する平均や類型は、園児一人一人の発達

を理解する際の参考にすぎない。真の意味で発達を理解することは、それぞれの園児がどのようなことに興味や関心を持ってきたか、興味や関心を持ったものに向かって自分の持てる力をどのように発揮してきたか、友達との関係はどのように変化してきたかなど、園児一人一人の発達の実情を理解することである。

また、指導計画の作成においては、例えば、学級や学年の園児がどのような時期にどのような道筋で発達しているかという発達の過程を理解することも必要になる。その際、乳幼児期は生活経験により、発達の過程の違いが大きい時期であることに留意しなければならない。特に、園児一人一人の発達の特性としてこのような違いを踏まえて、指導計画に位置付けていくことが必要である。園児が環境とのかかわりを通して望ましい発達を遂げるためには、その環境の下で展開される生活が乳幼児期の特性に照らし、ふさわしいものでなければならない。なぜならば、園児の発達は、日々の生活での具体的な事物や人々とのかかわりを通して促されるものだからである。そのためには、生活や遊びを通して園児一人一人の発達する姿を理解することが重要であり、それに基づいて園生活を見通した具体的な計画を作成することが必要である。

(1) 具体的なねらい及び内容の設定

(1) 具体的なねらい及び内容は、幼保連携型認定こども園の生活における園児の発達の過程を見通し、園児の生活の連続性、季節の変化などを考慮して、園児の興味や関心、発達の実情などに応じて設定すること。

各幼保連携型認定こども園においては、教育及び保育の内容に関する全体的な計画を実施するために、園児の生活に即して具体的に指導計画

を作成することが必要である。教育及び保育の内容に関する全体的な計画で設定しているそれぞれの発達の時期のねらいや内容は、園生活の全体を見通して考えたものである。このようなねらいや内容が、園生活を通してどう実際に具現化していくかについては、指導計画を作成することによって具体的に考えていかなければならない。

具体的なねらいや内容を設定する際には、その幼保連携型認定こども園の園児の発達の過程を参考にして、その時期の園児の発達する姿に見通しを持つことやその前の時期の指導計画のねらいや内容がどのように達成されつつあるかその実態を捉えること、さらに、その次の時期の園生活の流れや遊びの展開を見通すことなどが大切である。

このような生活の実態を理解する視点としては、園児の興味や関心、生活や遊びへの取り組み方の変化、保育教諭等や友達との人間関係の変化、さらには、自然や季節の変化など、様々なものが考えられる。

また、このような生活の実態を理解するだけでなく、生活が無理なく継続して展開されていくように、その連続性を重視することが大切である。この連続性については、日々の教育及び保育の連続性ととともに、園生活で経験したことが家庭や地域の生活でも実現したり、逆に、家庭や地域の生活で経験したことが園生活でも実現したりできるなど、園児の生活全体として連続性を持って展開されるようにすることが大切である。

具体的なねらいや内容の設定に当たっては、保育教諭等は園児と共に生活しながら、その時期に園児のどのような育ちを期待しているか、そのためにどのような経験をする必要があるかなどを園児の生活する姿に即して具体的に理解することが大切である。

(2) 適切な環境の構成

(2) 環境は、具体的なねらいを達成するために適切なものとなる

ように構成し、園児が自らその環境にかかわることにより様々な活動を展開しつつ必要な体験を得られるようにすること。その際、園児の生活する姿や発想を大切にし、常にその環境が適切なものとなるようにすること。

指導計画を作成し、具体的なねらいや内容として取り上げられた事柄を園児が実際の教育及び保育の中で体験することができるように、適切な環境をつくり出していくことが重要である。

環境を構成する意味や視点については、教育・保育要領解説第1章において詳しく述べている。指導計画の作成において環境の構成を考える際には、場や空間、人や物、身の回りに起こる事象、時間などを関連付けて、園児が具体的なねらいを身に付けるために必要な体験が得られるような状況をどのようにつくり出していくかを考えることが中心となる。その際、園児の生活する姿に即してその生活が充実したものとなるように考えることが大切である。

具体的には、指導計画においては、園児が主体的に活動できる場や空間、適切な物や友達との出会い、さらに、園児が十分に活動できる時間やその流れなどを考えることが必要となる。その際、いつも保育教諭等が環境をつくり出すのではなく、園児もその中において必要な状況を生み出すことを踏まえることが大切である。すなわち、園児の気付きや発想を大切にしたり、また、園児のつくり出した場や物の見立て、工夫などを取り上げたりして、それらをどのように生活の中に組み込んでいくかを考えることが重要となる。

また、環境の構成では、保育教諭等の果たす役割が大きな意味を持つものであることを考慮して、計画の中に位置付けていくことが大切である。同じ環境であっても、環境にかかわって生み出す活動は園児一人一人異なることから、園児の環境との出会いや活動の展開を予想しながら必要な援助を考えていくことが大切である。

(3) 活動の展開と保育教諭等の援助

(3) 園児の行う具体的な活動は、生活の流れの中で様々に変化するものであることに留意し、園児が望ましい方向に向かって自ら活動を展開していくことができるよう必要な援助をすること。

園児は、具体的なねらいや内容に基づいて構成された環境にかかわって、興味や関心を抱きながら様々な活動を生み出していく。しかし、このようにして生み出した活動が全て充実して展開されるとは限らない。ときにはやりたいことが十分できなかつたり、途中で挫折してしまったり、友達との葛藤などにより中断してしまったりすることもある。このような場合に、その状況を放置することで、園児が自信を失ったり、自己実現を諦めたりすることがないように、その活動のどのような点で行き詰まっているのかを理解し、保育教諭等が必要な援助をすることが重要である。

園児の発想や環境の変化、あるいは他の園児がかかわることによって、予想を超えた展開になる場合もある。このような場合には、その活動の展開の面白さを大切にしつつ、そこで園児がどのような体験を積み重ねているのかを読み取りながら必要な援助をしなければならない。

園児の活動を理解するということは、活動が適当か、保育教諭等の期待した方向に向かっているかを捉えるということだけではない。むしろその活動を通して、そこにかかわる園児一人一人がどのような体験を積み重ねているのか、その体験が園児一人一人にとって充実していて発達を促すことにつながっているのかを把握することが重要である。保育教諭等はそれに基づいて必要な援助を重ねることが求められる。その際、園児の活動の展開に応じて柔軟に考えていくことが大切であり、保育教

諭等には状況に応じた多様なかわりが求められるのである。

(4) 反省・評価と指導計画の改善

その際、園児の実態及び園児を取り巻く状況の変化などに即して指導の過程についての反省や評価を適切に行い、常に指導計画の改善を図ること。

幼保連携型認定こども園における指導は、乳幼児理解に基づく指導計画の作成、環境の構成と活動の展開、園児の活動に沿った必要な援助、反省や評価に基づいた新たな指導計画の作成といった循環の中で行われるものである。指導計画は、このような循環の中に位置し、常に指導の過程について実践を通して反省や評価を行い、改善が図られなければならない。

教育及び保育における反省や評価は、このような指導の過程の全体に対して行われるものである。この場合の反省や評価は園児の発達の理解と保育教諭等の指導の改善という両面から行うことが大切である。乳幼児理解に関しては、園児の生活の実態や発達の理解が適切であったかどうかなどを重視することが大切である。指導に関しては、指導計画で設定した具体的なねらいや内容、配慮事項が適切であったかどうか、環境の構成が適切であったかどうか、園児の活動に沿って必要な援助が行われたかどうかなどを重視しなければならない。さらに、これらの反省や評価を生かして指導計画を改善していくことは、充実した生活をつくり出す上で重要である。

また、このような反省や評価を保育教諭等が一人だけで行うことが難しい場合も少なくない。そのような場合には、他の保育教諭等に実践や記録を見てもらい、それに基づいて話し合うことによって、それまでは

気付かなかった園児の姿や自分の指導の課題などを多角的に反省や評価していくことも必要である。

このようにして、保育教諭等は園児一人一人に対する理解や指導についての考え方を深めることが大切であり、そのためには、互いの指導事例を持ち寄り、話し合うなどの園内研修の充実を図ることが必要である。

なお、保育教諭等が指導の過程について反省や評価を適切に行い、常に指導計画の改善を図っていくためには、記録が不可欠である。また、記録すること自体が、乳幼児理解、指導を読み解くことになるとともに、今後の指導の方向性を探る際の基礎資料にもなる。

記録を通じて反省や評価を行うことによって日々の実践の質を高めることが可能になる。

2 入園から修了までの生活

2 園児の生活は、入園当初の一人一人の遊びや保育教諭等との触れ合いを通して幼保連携型認定こども園の生活に親しみ、安定していく時期から、やがて友達同士で目的を持って幼保連携型認定こども園の生活を展開し、深めていく時期などに至るまでの過程を様々に経ながら広げられていくものであることを考慮し、活動がそれぞれの時期にふさわしく展開されるようにすること。また、園児の入園当初の教育及び保育に当たっては、既に在園している園児に不安や動揺を与えないようにしつつ、可能な限り個別的に対応し、園児が安定感を得て、次第に幼保連携型認定こども園の生活になじんでいくよう配慮すること。

指導計画の作成においては、入園から修了まで園児の生活する姿がどのように変容するかという発達の過程を捉え、発達の見通しを持つこと

が大切である。乳幼児期は、生理的、身体的な諸条件や生育環境の違いにより、園児一人一人の心身の発達の個人差が大きく、様々な道筋があることは言うまでもないが、おおむね同じような道筋をたどるものである。

入園から修了までの発達の過程を大きく捉えてみると、次のようにまとめられるであろう。入園当初においては、園児一人一人が思い思いに遊んだり、保育教諭等と触れ合ったりしながら、園生活に親しみ、安定へと向かう。安定した生活が得られると次第に周囲の人やものへの興味や関心が広がり、生活の仕方やきまりが分かり、自分でいろいろな遊びに興味を持って取り組むようになる。さらに、友達とイメージを伝え合い、共に生活する楽しさを知り、友達からの刺激を受けて遊びを広げていくようになる。このような過程を経て、友達関係を深めながら自己の力を十分に発揮して生活するようになり、友達同士で目的に向かって活動を展開しながら、友達を思いやったり、自己を抑制しようとしたりする気持ちが生まれるようになる。

このような入園から修了までの園児の生活する姿は、実態によって様々であり、それぞれの幼保連携型認定こども園においてその実態に即した方法で捉えることが大切である。

また、発達はそれぞれの時期にふさわしい生活が展開されることによって促されるものである。例えば、入園当初において、大人との基本的な信頼感を心のよりどころとして、自分の好きなものにかかわって過ごすことによって新しい生活の中で安定感を持つようになる。さらに、その安定感を持つことによって、周囲の環境に対して興味や関心を持ってかかわるようになり、いろいろな遊びを知っていく。必要な体験を積み重ねることによって初めて望ましい発達が促されていくので、先を急ぎ過ぎたり、園児にとって意味ある体験となることを見逃してしまったりすることのないようにすることが大切である。

入園当初において園児によっては、心のよりどころとなる保護者から

も、慣れ親しんだ家庭からも離れ、見知らぬ保育教諭等や他の園児と共に慣れない場所で生活することになり、園生活がこれまでの生活と大きく異なる場合がある。こうした生活の中で特定の保育教諭等が園児の不安な思いを受け止めかかわることや、家庭との連携を緊密にすることによって、保育教諭等は、個々の園児の気持ちや欲求、生活に理解を深め、園児が安心して園生活を送ることができるよう配慮することが必要である。このため、例えば、家庭のように安心できる雰囲気のある保育室の環境をつくることなどが考えられる。園児一人一人のその園児らしい姿を保育教諭等が受け止め、きめ細かくかかわることによって、園児は安心して自分を表出できるようになり、次第に周りにいる他の園児の存在に気付き、かかわりを持つことができるようになっていき、園児は充実した園生活を送ることができるようになっていく。したがって、園児の行動や内面を理解する保育教諭等の役割は極めて重要であり、園児が幼保連携型認定こども園の環境にかかわりながら自分の居場所を見だし、好きな遊具で遊ぶなど、環境にじっくりとかかわることができるよう積極的に援助することが大切である。

また、園児によっては、幼稚園、保育所等に在籍し集団での生活を過ごすなど、家庭から幼保連携型認定こども園に入園する園児とは異なった生活経験をしている場合があり、幼保連携型認定こども園入園後は、このような生活経験を生かした活動を展開することが大切である。しかし、例えば、生活のリズム、集団の大きさなど、幼保連携型認定こども園入園前後での生活が異なる点もあり、その変化を十分に把握しつつ、園児の実情に応じた園生活を送ることができるように配慮することも必要である。

これらの点に配慮して園生活を展開するためには、園内の保育教諭等の連携を図ることが大切である。また、家庭から幼保連携型認定こども園に入園する園児と他の施設から幼保連携型認定こども園に入園する園児が、家庭や地域での生活の経験や集団生活の経験などが異なることを

踏まえて、園児一人一人の生活の仕方やリズムに配慮して幼保連携型認定こども園の一日の生活の流れや環境を工夫するなど、園児一人一人に応じたきめ細かな指導が必要である。また、既に在園している園児にとっても、他の園児との出会いは不安や動揺、期待などが入り混じり、自分と保育教諭等と他の園児との関係に敏感になることもある。保育教諭等は、既に在園している園児と入園してきた園児の双方とかわりながら、園児同士が安定した関係を築くことができるよう援助していくことが必要である。

さらに、国際化の進展に伴い、幼保連携型認定こども園では外国人や海外から帰国した園児の受入れが多くなっている。これらの園児の多くは、日本以外の国での生活経験などを通して、我が国の社会とは異なる言語や生活習慣などを身に付けているが、その実情は園児によって異なっている。このため、これらの園児の受入れに当たっては、保育教諭等自身が、当該園児が暮らしていた国の生活などに関心を持ち、理解しようとする姿勢を保ち、園児一人一人の実情を把握し、その園児が安心して自己を十分に発揮することができるよう配慮することが大切である。また、保育教諭等や他の園児との温かい触れ合いの中で、自然に日本語や日本の生活習慣に触れることができるように配慮することも大切である。さらに、園児が、日本の生活や園生活に慣れていくよう、家庭との連携を図ることも大切である。

3 体験の多様性と関連性

3 園児が様々な人やものとのかわりを通して、多様な体験をし、心身の調和のとれた発達を促すようにしていくこと。その際、心が動かされる体験が次の活動を生み出すことを考慮し、一つ一つの体験が相互に結び付き、幼保連携型認定こども園の生活が充実するよ

うにすること。

園児が心身ともに調和のとれた発達をするためには、園生活を通して、発達の様々な側面にかかわる多様な体験を積み重ねることが必要である。体験は人が周囲の環境とかかわることを通してなされるものであることから、園児がかかわる環境が豊かである必要がある。すなわち、様々な人とかかわり、自然とかかわり、ものとかかわり、生き物とかかわりなど、様々な環境とかかわることができるように、環境を構成する必要がある。このような様々な環境とかかわることを通して、園児は発達に必要な多様な体験を積み重ねていく。

多様な体験が大切であるということは、園児に様々な活動を提供すればよいということではない。園児が自分で考え、判断し、納得し、行動することを通して生きる力の基礎を身に付けていくためには、むしろ園児の活動は精選されなければならない。その際、特に重要なことは、体験の質である。あることを体験することにより、それが園児自身の内面の成長につながっていくことこそが大切なのである。このようなことが生じるのは、園児が心を動かされることによる。心を動かされるというのは、驚いたり、不思議に思ったり、うれしくなったり、怒ったり、悲しくなったり、楽しくなったり、面白いと思ったりなど、様々な情動や心情が湧いてくることである。このような情動や心情を伴う体験は、園児が環境に心を引き付けられ、そのかかわりに没頭することにより得られる。そして、そのような体験は園児の心に染み込み、園児を内面から変える。また、園児を内発的に動機付ける。すなわち、その体験から園児自身が何かを学び、そして新たな興味や関心が湧いてくるのである。

このように、心を動かされる体験は園児自身の中に定着する。そして、次の活動への動機付けにもなり、また、一定期間経た後に、新たな活動の中に生きてくることもある。すなわち、一つの体験がその後の体験につながりを持つというように、体験と体験が関連してくるのである。そ

れは、体験の深まりであり、広がりである。例えば、5歳頃の園児が遊具を使ってアスレチックコースを作って遊ぶ中で、3歳頃の園児も挑戦し、5歳頃の園児に励まされながら、真剣な表情でコースを渡ることがある。これは3歳頃の園児にとっては、難しいことに挑戦した体験になるだろう。この体験から、3歳頃の園児は大きな積み木を自分たちでつないでアスレチックコースを作り、遊ぶかもしれない。アスレチックコースで遊ぶことでは同じであるが、今度の活動では、3歳頃の園児は自分たちでコースを作るという点で、体験の質は前とは異なったものとなる。しかしながら、二つの体験は関連したものである。また、秋に3歳頃の園児が園庭の落ち葉や木の実を拾って遊んだ体験が、翌年の秋にはさらに発展した遊びとして生まれることもあるだろう。

このように、一つ一つの体験は独立したものではなく、他の体験と関連性を持つことにより、体験が深まり、その結果、園生活が充実したものとなるのである。園児の体験が関連性を持つものになっていくためには、保育教諭等は次のことを念頭に置く必要がある。

第1は、園児一人一人の体験を理解しようと努めることである。そもそも園児の体験を理解しなければ、体験を次につなげることは不可能である。このとき留意しなければならないことは、体験は園児一人一人の意識の中であつてつくられるということである。したがって、同じ活動に参加したからといって、必ずしも全員が同じ体験をするとは限らないので、保育教諭等は園児一人一人の体験に目を向けることが大切である。

第2は、園児の体験を保育教諭等が共有するように努め、共感することである。心を動かされる体験が重要であるが、それがより強く次の活動への動機付けとなるためには、それを誰かと共有することが大切である。体験を共有し、共感し合うことにより、新たな意欲を抱くものであり、保育教諭等が園児の体験に共感するよう努めることが大切なのである。

第3は、ある体験からどのような興味や関心が園児の心に生じてきた

かを理解することである。そして、その興味や関心を園児が追究できるように環境の構成に配慮し、適切な援助をすることが大切である。

第4は、ある体験から園児が何を学んだのかを理解することである。園児の場合、学ぶとは概念的な認識のみを意味するわけではない。言語化されていない諸感覚を通して感じ取ったことも含まれる。保育教諭等がそれらの学びを読み取り、園児がその学びをさらに深めたり、発展させたりすることができるように、環境に配慮することも大切である。

第5は、入園から修了までの園生活の中で、ある時期の体験が後の時期のどのような体験とつながり得るのかを考えることである。時間的な隔たりを持って園児の体験の関連性を捉えることは、園児の学びをより豊かに理解することになる。

以上のような事柄に留意することで、園児の体験がつながりを持ち、学びがより豊かになるように援助することができる。

4 長期の指導計画と短期の指導計画

4 長期的に発達を見通した年、学期、月などにわたる長期の指導計画やこれとの関連を保ちながらより具体的な園児の生活に即した週、日などの短期の指導計画を作成し、適切な指導が行われるようにすること。特に、週、日などの短期の指導計画については、園児の生活のリズムに配慮し、園児の意識や興味の連続性のある活動が相互に関連して幼保連携型認定こども園の生活の自然な流れの中に組み込まれるようにすること。

指導計画には、年、学期、月あるいは発達の時期を単位とした長期の指導計画と、週あるいは一日を単位とした短期の指導計画とがある。長期の指導計画は、それぞれの幼保連携型認定こども園の教育及び保育の

内容に関する全体的な計画に沿って園児の生活を長期的に見通しながら、具体的な指導の内容や方法を大筋で捉えたものである。長期の指導計画は、これまでの実践の反省や評価、累積された記録などを生かして、それぞれの時期にふさわしい生活が展開されるように作成することが大切である。その際、季節などの周囲の環境の変化や行事なども、園児の発達や生活を十分に考慮して位置付けることが必要である。

短期の指導計画は、具体的な園児の生活する姿から園児一人一人の興味や関心、発達などを捉え、長期の指導計画と関連させながら、ねらいや内容、環境の構成、援助などについて実際の園児の姿に直結して具体的に作成するものである。実際には、園児の生活の自然な流れや生活のリズム、環境の構成を始めとする保育教諭等の援助の具体的なイメージ、生活の流れに応じた柔軟な対応などを計画することとなる。

その際、特に園児の生活のリズムについては、一日の生活の中にも、ゆったりとした時間を過ごしたり、心身が活動的で充実感が得られる時間を過ごしたりして、メリハリのある生活を営むことができるようにすることが大切である。また、園児が環境にかかわって展開する活動は、一つ一つが単独で存在するのではなく、互いに関連し合って生活の充実感を得られるものである。園児の興味や欲求に応じて、活動と休息、日常性と変化、個人とグループや学級全体などについて生活の自然な流れの中で考えていく必要がある。

このようなことから、長期の指導計画は、園生活の全体を視野に入れて、学年や学級間の連携を十分図りながら作成する必要がある。全職員の協力の下に作成するのが一般的である。これに対して、短期の指導計画は、各学級等の生活に応じた計画であることから、学級担任又は担当が自分の学級について原則として作成するものである。しかし、園児の生活する姿を的確に捉えるためには、多くの他の保育教諭等の見方を参考にすることが必要であり、保育教諭等が互いに情報や意見を交換することが大切である。また、指導計画の作成の手順や形式には一定のも

のではないことから、指導計画が園児の生活に即した教育及び保育を展開する際によりどころとなるように、各幼保連携型認定こども園において作成の手順や形式を工夫することが大切である。

5 指導上の工夫

5 園児の行う活動は、個人、グループ、学級全体などで多様に展開されるものであるが、いずれの場合にも、幼保連携型認定こども園全体の職員による協力体制をつくりながら、園児一人一人が興味や欲求を十分に満足させるよう適切な援助を行うようにすること。

幼保連携型認定こども園は、同年代の園児が共に集団生活を営む場である。特に、社会状況の変化に伴い、家庭や地域で園児同士が遊ぶ機会が減少している今日、幼保連携型認定こども園の果たす役割は大きい。

集団生活の中で園児の行う活動は、個人での活動、グループでの活動、学級全体での活動など多様な形態で展開されることが必要である。特に、幼保連携型認定こども園における教育及び保育においては、園児一人一人に応じることが大切にされているが、このことは必ずしも個人の活動のみを重視しているということではない。それは、グループや学級全体などいずれの活動においても園児一人一人が生かされることが必要であることを意味している。そのためには、集団が園児一人一人にとって、安心して自己を発揮できる場になっていることが大切であり、保育教諭等と園児、さらに、園児同士の心のつながりのある集団とならなければならない。

このような指導の充実を図るためには、満3歳以上の園児も学級を基本としながらも、その枠を超えた柔軟な指導方法をとることも必要である。そのためには、幼保連携型認定こども園の全職員による協力体制を

築き、職員の誰もが、園児全員の顔や性格などが分かるように努めることが大切である。そして、園児や保護者とのコミュニケーションを図り、園児一人一人に常に適切な援助ができるようにすることが重要である。

このような幼保連携型認定こども園全体の協力体制を高め、きめ細かな指導の工夫を図るために、教育及び保育を複数の保育教諭等が共同で行うことなどが考えられる。保育教諭等は常に並行して展開する個人あるいはグループの活動を全体として把握することを求められるが、実際には、ある園児やグループの活動にかかわっていると他の園児の動きを十分に把握できず、適切な援助を行うことができないこともある。このようなことから、教育及び保育を複数の保育教諭等が共同で行い、また、乳幼児理解や教育及び保育の展開について情報や意見を交換することによって、園児一人一人の様子を広い視野から捉え、きめ細かい援助を行うことが可能になる。

教育及び保育を複数の保育教諭等が共同して行うことは、教育及び保育の展開、学級編制、職員組織などの実態に応じて工夫するとともに、それぞれの保育教諭等の持ち味を生かしながら行っていくことが大切である。このように指導方法を工夫することは、園児が人とのかかわりや体験を一層豊かにしたり、深めたりして、園児一人一人の特性に応じた指導の充実を図る上で重要である。

6 保育教諭等の役割

6 園児の主体的な活動を促すためには、保育教諭等が多様なかかわりを持つことが重要であることを踏まえ、保育教諭等は、理解者、共同作業など様々な役割を果たし、園児の情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう、活動の場面に応じて、園児の人権や園児一人一人の個人差等に配慮した適切な指導を行うようにする

こと。

乳幼児期における教育及び保育は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、保育教諭等の担う役割は極めて重要である。保育教諭等は、園児の発達の過程を見通し、具体的なねらい及び内容を設定し、あるいは配慮事項を踏まえながら、意図を持って環境を構成し、教育及び保育を展開しなければならない。その際、園児の主体性を重視する余り、「園児をただ遊ばせている」だけでは、教育及び保育は成り立たないということに留意すべきである。保育教諭等は、主体的な活動を通して園児一人一人が着実な発達を遂げていくために、園児の活動の場面に応じて次のような様々な役割を果たさなければならない。

まず、園児が行っている活動の理解者としての役割である。例えば、集団における園児の活動がどのような意味を持っているのかを捉えるには、時間の流れと空間の広がりを理解することが大切である。時間の流れとは、園児一人一人がこれまでの生活や遊びの中でどのような経験をしているのか、今取り組んでいる活動はどのように展開してきたのかということである。これらを理解するには、園生活だけではなく、家庭との連携を図り、入園までの生活経験や毎日の降園後や登園までの家庭での様子などを把握することが大切である。また、空間的な広がりとは、例えば、自分の学級の園児がどこで誰と何をしているのかという集団の動きのことであり、これらを理解するには、園児一人一人の動きを総合的に重ね合わせ、それを念頭に置くことが大切である。

また、園児との共同作業、園児と共鳴する者としての役割も大切である。園児は自分の思いを言葉で表現するだけではなく、全身で表現する。園児に合わせて同じように動いてみたり、同じ目線に立ってものを見つめたり、共に同じものに向かってみたりすることによって、園児の心の動きや行動が理解できる。このことにより、園児の活動が活性化し、

保育教諭等と一緒にできる楽しさからさらに活動への集中を生むことへとつながっていく。

さらに、憧れを形成するモデルとしての役割や遊びの援助者としての役割も大切である。保育教諭等がある活動を楽しみ、集中して取り組む姿は、園児を引き付けるものとなる。「先生のようにやってみたい」という園児の思いが、事物との新たな出会いを生み出したり、工夫して遊びに取り組んだりすることを促す。園児は、保育教諭等の日々の言葉や行動する姿をモデルとして多くのことを学んでいく。善悪の判断、いたりや思いやりなど道徳性を培う上でも、保育教諭等は一つのモデルとしての大きな役割を果たしている。このようなことから、保育教諭等は自らの言動が園児の言動に大きく影響することを認識しておくことが大切である。是非善悪を理解させたり、生活上のきまりに気付かせ、それを守らせたりすることについては、園児一人一人の発達に応じ、体験などを通して理解させ、進んで守ろうとする気持ちを持たせることが大切である。

さらに、園児の遊びが深まっていかなかったり、課題を抱えたりしているときには、保育教諭等は援助を行う必要がある。しかし、このような場合でも、いつどのような援助を行うかは状況に応じて判断することが重要である。保育教諭等がすぐに援助することによって園児が自ら工夫してやろうとしたり、友達と助け合ったりする機会がなくなることもある。また、援助の仕方も、保育教諭等が全てを手伝ってしまうのか、ヒントを与えるだけでよいのか、また、いつまで援助するのかなどを考えなければならない。園児一人一人の発達に応じた援助のタイミングや援助の仕方を考えることが、自立心を養い、ひいては園児の生きる力を育てていくことになる。

このような役割を果たすためには、保育教諭等は園児が精神的に安定するためのよりどころとなることが重要である。幼保連携型認定こども園は、園児にとって保護者から離れ、集団生活を営む場である。幼保連

携型認定こども園で安定し、落ち着いた心を持つことが、主体的な活動の基盤である。この安定感をもたらす信頼の絆は、保育教諭等が園児のありのままを受け入れて、その園児のよさを認め、一人一人に心を砕くことによって生まれる。その時々々の園児の心情、喜びや楽しさ、悲しみ、怒りなどに共感し、応えることにより、園児は保育教諭等を信頼し、心を開くようになる。

実際の保育教諭等のかかわりの場面では、これらの役割が相互に関連するものであり、状況に応じた柔軟な対応をすることが大切である。そのためには、保育教諭等は多角的な視点から園児の姿を捉えることが必要である。園児と生活を共にしながら、園児との対話を通して一人一人の特性や発達課題を把握し、目前で起こっている出来事からそのことが園児にとってどのような意味を持つかを捉える力を養うことが大切である。保育教諭等は園児とかかわる中で、園児の感動や努力、工夫などを温かく受け止め、励ましたり、手助けしたり、相談相手になったりするなどして心を通わせながら、望ましい方向に向かって園児自らが活動を選択していくことができるよう、きめ細かな対応をしていくことが大切である。

また、幼保連携型認定こども園では外国籍の園児や様々な文化を持った園児が共に生活している場合があり、保育教諭等はそれぞれの持つ文化の多様性を尊重し、多文化共生の教育及び保育を進めていくことが求められる。

例えば、外国籍の保護者に自国の文化に関する話をしてもらったり、遊びや料理を紹介してもらったりするなど、園児が異なる文化に触れる機会を通して文化の多様性に気付き、興味や関心を高めていくことができるよう、園児同士のかかわりを見守りながら、適切に援助していくことが大切である。

外国籍の園児の文化を尊重することだけでなく、宗教や生活習慣など、どの家庭にもあるそれぞれの文化を尊重し、十分に認識することが必要

である。保育教諭等は、自らの感性や価値観を振り返りながら、園児や家庭の多様性を積極的に認め、互いに尊重し合える雰囲気をつくり出すことが大切である。

幼保連携型認定こども園における性別や個人差への配慮については、固定的なイメージに基づいて園児の性別などにより対応を変えたり、固定的な意識を植え付けたりすることがないようにしなければならない。園児の性差や個人差を踏まえて環境を整えるとともに、園児一人一人の行動を狭めたり、園児が差別感を味わったりすることがないように十分な配慮が必要である。園児が将来、性差や個人差などにより人を差別したり、偏見を持ったりすることがないように、人権に配慮した教育及び保育を心掛け、保育教諭等自らが自己の価値観や言動を省みて考えていくことが必要である。

男女共同参画社会の推進とともに、園児も、職員も、保護者も、一人一人の可能性を伸ばし、自己実現を図っていくことが求められる。

7 小学校以降の生活や学習の基盤の育成

7 幼保連携型認定こども園においては、その教育及び保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。

幼保連携型認定こども園においては、乳幼児期にふさわしい教育及び保育を行うものであり、それが小学校以降の生活や学習の基盤ともなる。小学校においても、生活科や総合的な学習の時間が設けられており、総合的な指導の重要性が認識されていると言える。

園児は、幼保連携型認定こども園から小学校に移行していく中で、突

然違った存在になるわけではない。発達や学びは連続しており，幼保連携型認定こども園から小学校への移行を円滑にする必要がある。しかし，それは，小学校教育の先取りをすることではなく，小学校就学前までの乳幼児期にふさわしい教育及び保育を行うことが最も肝心なことである。つまり，園児が遊び，生活が充実し，発展することを援助していくことである。

小学校以降において生きる力を育成することを踏まえ，幼保連携型認定こども園においては，園児の生きる力の基礎を育成するものである。特に，園児なりに好奇心や探究心を持ち，問題を見いだしたり，解決したりする力を育てること，豊かな感性を発揮したりする機会を提供し，それを伸ばしていくことが大切になる。園児を取り巻く環境は様々なものがあり，そこでいろいろな出会いが可能となる。その出会いを通して，さらに園児の興味や関心が広がり，疑問を持ってそれを解決しようと試みる。園児は，その園児なりのやり方やペースで繰り返しいろいろなことを体験してみること，その過程自体を楽しみ，その過程を通して友達や保育教諭等とかかわっていく中に園児の学びがある。このようなことが幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本として大切であり，小学校以降の教育の基盤となる。幼保連携型認定こども園は，このような基盤を充実させることによって，小学校以降の教育との接続を確かなものとすることができる。

幼保連携型認定こども園における教育及び保育において，園児が小学校に就学するまでに，創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うことが重要である。創造的な思考の基礎として重要なことは，園児が出会ういろいろな事柄に対して，自分のしたいことが広がっていきながら，たとえうまくできなくても，そのまま諦めてしまうのではなく，さらに考え工夫していくことである。うまくできない経験から，「もっとこうしてみよう」といった新たな思いが生まれ，さらに工夫し自分の発

想を実現できるようにしていく。主体的な態度の基本は、物事に積極的に取り組むことであり、そのことから自分なりに生活をつくっていくことができることである。さらに、自分を向上させていこうとする意欲が生まれることである。それらの基礎が育ってきているか、さらに、それが小学校の生活や学習の基盤へと結び付く方向に向かおうとしているかを捉える必要がある。また、小学校への入学を念頭に、修了が近い時期には、皆と一緒に保育教諭等の話を聞いたり、行動したり、きまりを守ったりすることができるように指導を重ねていくことも大切である。さらに、共に協力して目標を目指すということにおいては、乳幼児期の教育及び保育から見られるものであり、小学校教育へとつながっていくものであることから、園生活の中で協同して遊ぶ経験を重ねることも大切である。

一方、幼保連携型認定こども園のみならず、小学校においても、幼保連携型認定こども園から小学校への移行を円滑にすることが求められる。特に、低学年においては、具体的な体験を重視した活動が行われる。また、生活科と他の教科との合科的な指導も行われている。

このように、幼保連携型認定こども園と小学校がそれぞれ指導方法を工夫し、幼保連携型認定こども園における教育及び保育と小学校教育との円滑な接続が図られることが大切である。

なお、幼保連携型認定こども園における教育及び保育と小学校教育の円滑な接続のためには、教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成や指導方法の工夫、保育教諭等同士が互いの教育及び保育の内容について相互に理解すること、園児と児童の交流など、幼保連携型認定こども園と小学校が組織的に連携することが大切である。

(第3章 第3節 10小学校教育との円滑な接続 282ページを参照)

第3節 特に配慮すべき事項

1 発達の過程に応じた教育及び保育

- 1 園児の発達の個人差，入園した年齢の違いなどによる集団生活の経験年数の差，家庭環境等を踏まえ，園児一人一人の発達の特性や課題に十分留意すること。特に満3歳未満の園児については，大人への依存度が極めて高い等の特性があることから，個別的な対応を図ること。また，園児の集団生活への円滑な接続について，家庭との連携及び協力を図る等十分留意すること。

幼保連携型認定こども園においては，入園までの集団生活の経験年数や，生育歴，家庭環境等も多様である。したがって，指導計画の作成に当たっては，園児一人一人の発達の特性や発達の個人差に十分配慮し，発達の課題を丁寧に理解しつつ，園児の発達を中心とした計画を立てることが重要である。特に，満3歳未満の園児は，身体的発達や言語能力，自己表出の仕方が未熟であり，情緒的安定なども含め大人への依存度が高い等の特性があることから，保護者とも十分に連携を図り，食事，睡眠，排泄^{せつ}などについて，生活全体を通して保育教諭等の細やかな配慮と保護が必要である。その上で，指導計画においても，個別的な対応を前提として作成することが大切である。また，園児の一日の生活全体の連続性を考慮して，保護者の様々な思いを受け止め，尊重しながら，緊密な連携を図り，指導計画に反映させることが必要である。特に，入園当初は，家庭と連携，協力の下，園児が新しい環境や生活のリズムに慣れるよう配慮していくことが重要である。

2 発達の連続性を考慮した教育及び保育

- 2 園児の発達の連続性を考慮した教育及び保育を展開する際には，

次の事項に留意すること。

- (1) 満3歳未満の園児については、園児一人一人の生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。
- (2) 満3歳以上の園児については、個の成長と、園児相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮すること。
- (3) 異年齢で構成されるグループ等での指導に当たっては、園児一人一人の生活や経験、発達の過程などを把握し、適切な指導や環境の構成ができるよう配慮すること。

幼保連携型認定こども園は、0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を行うことから、そのための環境は、園児の発達の特性を踏まえた工夫が必要である。

満3歳未満の園児は、出生時や授乳の状況、入園までの育児の状況やアレルギーなど身体的なものに含まれる部分と、家庭における保護者と園児の関係の確立につながる精神的なものを含め園児が生育歴から影響を受けるものへの配慮が必要である。心身の発育・発達が顕著な時期であると同時に、その個人差も大きいことから、その成長過程や生活状況、活動等の実態や成長の度合いを細かく観察し、園児一人一人の発達が途切れることなく連続性を持つとともに、園児一人一人に即した保育が展開できるよう個別の指導計画が必要である。歩行の確立や言葉の獲得、自我の芽生えなど諸側面の発達が著しいため、保健及び安全面のきめ細やかな配慮が必要である。その際、保育教諭等を始めとして、栄養教諭や栄養士・調理員・養護教諭や看護師等の職員間の緊密な協力体制を構築することが必要である。

また、満3歳未満の園児は、身近な大人との間に安定した^{きずな}絆を形成することで、情緒が安定し発達が促される。したがって、柔軟な形での担当制を設け、特定の保育教諭等と園児がゆったりとかかわり、情緒的^{きずな}な絆を深めることができるような指導計画を作成することが大切であ

る。

指導計画は、月ごとに個別の計画を立てることを基本として、園児の状態や季節の変化などにより、月ごとの区分にも幅を持たせ、ゆったりとした保育を心掛けることが大切である。

満3歳以上の園児では、学級やグループなどの集団生活での計画が中心となるが、集団の枠組みに園児を当てはめようとするのではなく、個人を尊重すると同時に園児相互のかかわりや集団の中で学び合う経験と環境を準備することが必要である。園児一人一人の持ち味やよさが活かされる集団を形成するようにすることが大切である。園児一人一人の主体性が重視されてこそ集団の育ちがあるという点を十分に認識して計画を立てることが重要である。園児一人一人を大切にす保育を基盤として、集団の中で安心して自己を発揮し、他の園児との様々なかかわりを持ち、一緒に活動する楽しさを味わい、互いのよさに気付き、協同して活動を展開することを通して仲間意識を高めていくように、指導計画を立てることが必要である。

幼保連携型認定こども園では、0歳から小学校就学前までの年齢の園児が共に生活する特性を生かし、異年齢編制のグループ活動等、自分より年上、年下の園児との交流によって、同一年齢の園児に対する教育及び保育では得られない様々な育ち合いが期待される。例えば、自分より年下の園児へのいたわりや思いやりの気持ちや態度を身に付けたり、自分より年上の園児に活動のモデルとしての憧れを持ったりするなどの育ち合いが期待される。また、異年齢の園児がかかわり合うことで、日々の教育及び保育における遊びや活動の展開の仕方がより多様なものとなる。

異年齢編制の教育及び保育では、園児の発達に差があることから、園児一人一人の状態を把握した上で、教育及び保育のねらいや内容を明確に持った適切な環境構成や援助が必要である。なお、保育教諭等の意図性が強くなると、年齢によっていつも役割分担が固定化したり、年齢や

発達の違い園児のグループに同じテーマで同じ結果を求める活動をした
りすることは、園児が充実感を味わうことにはならない。したがって、
日々の教育及び保育の中で自然な形で異年齢の園児が自らかかわり合
い、遊びを展開していくことができるように十分配慮することが重要で
ある。

3 一日の生活のリズムへの配慮

3 一日の生活のリズムや在園時間が異なる園児が共に過ごすことを
踏まえ、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図るとともに、園
児に不安や動揺を与えないようにする等の配慮を行うこと。

幼保連携型認定こども園では、在園時間が異なる園児が共に過ごすこ
とから、一日の時間の移り変わりに伴い、共に過ごす集団の規模や質、
場が変わったり、かかわる保育教諭等も替わったりするなど、その園児
を取り巻く人や物、場所といった環境の変化が生まれる。こうしたこと
を踏まえ、園児一人一人の一日の生活のリズムを整えることが重要にな
る。園児がどのような園生活をしているのか、職員同士の連携を図りな
がら、園児一人一人の園生活を見通した上で、園児の活動や休息、緊張
感や解放感等の調和を図っていく必要がある。

例えば、教育課程に係る時間の前後には、早朝の保育や夜までの延長
保育などを利用する園児もいる。早朝の受入れでは、園児によっては保
護者とのかかわりを求めて保護者と離れにくいことなどから、保育教諭
等のきめ細かい配慮が求められる。

また、教育課程に係る教育時間の終了時においても、園児一人一人に
丁寧な配慮が求められる。この時間は、家庭に帰る園児がいる中、一時
預かり事業を利用する園児、保育の必要な園児もいる。そのため、園児

を迎えに来た保護者の姿を見て、園に残る園児が不安になったり、寂しさを感じたりすることも起こりやすい。例えば、学級の半数以上の園児が教育時間を終了し降園する場合、人数の少なくなった保育室で次の活動に移るより、保育の必要な園児も活動場所を移動し、他の学級や異年齢の園児と共におやつを食べるなどの工夫が必要である。園児の教育課程に係る教育時間終了後の生活は、ゆったりとした家庭的な雰囲気の中で過ごすことができるよう環境にも配慮する必要がある。家庭と同じように座って過ごすことができるような敷物や低い座卓を配して、くつろぐことができる空間を構成していくなどの工夫が大切である。保育教諭等同士の間を密にしながら、こうした園児の生活の場を工夫することが必要である。

夕方から夜間の保育時間においても、各園児のおおよその迎えの時間を把握し、よい生活のリズムで保護者に園児を引き渡すことができるように遊びや活動の流れをつくることが求められる。また、その保護者への引渡しに保育教諭等の意識や時間がとられてしまうと、保育室に残っている園児が不安になることもある。環境の変化や保育教諭等のかかわり方が、園児の生活に大きく影響することへの配慮が必要である。

また、逆に短時間で友達と別れ、降園していく園児にとっても、自分たちが帰った後どのような遊びをするのだろうかと思いを巡らせることもある。学級全体に知らせる必要がある活動の内容は、発達の段階に応じて午睡の前の学級全体での活動の際に漏らさず知らせておく必要がある。特に、5歳頃の園児において、同じ学級の友達がそれぞれ違う園生活の流れで過ごすことが分かるようになれば、教育課程に係る教育時間の活動と関連した保育における活動の流れや内容の見通しについて、先に降園する園児にも具体的に伝えることが大切である。こうしたことを園児同士が自らの言葉で伝え合うことができるような援助を重ねていくことで、やがて「この後は、僕たちが続きをやっておくから」「じゃあ、頼むね。僕は、家で〇〇になる材料を探して明日、持ってくるよ」など

の言葉のやり取りが生まれ、今日から明日への遊びや活動の連続性が生まれるようになっていく。

このように、一日の生活環境の変化が園児に過度の不安や動揺を与えることがないようにしなければならないが、その時々の子の興味や関心、生活や遊びへの取り組み方、保育教諭等や友達との人間関係の変化、自然や季節の変化などに応じて、毎日の生活の型が一律とならないように配慮することも求められる。

4 午睡

4 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる環境を確保するとともに、在園時間が異なることや、睡眠時間は園児の発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。

午睡は、自然と眠くなる昼間に眠り体力を回復したり、脳を休ませたりするものであり、乳幼児期の発達の段階や一日の活動の程度等において必要なことである。在園時間が相対的に長くなる保育を必要とする子どもに該当するおおむね4歳までの園児にとっては、午睡のある生活のリズムが望ましい。

そのため、満3歳以降の在園時間の異なる園児が共に生活する幼保連携型認定こども園においては、午睡を必要とする園児と必要としない園児が混在することになる。そのため、どちらの園児にとっても、安心して眠ったり、活動したりできるように配慮する必要がある。

午睡を必要とする園児には、落ち着いた環境の下で眠ることができる場を確保することが必要である。午睡をしない他の園児の声が気になってよく眠ることができないこと等にも配慮して、園全体の間取りや位置

関係も視野に入れ、午睡をする園児がいる時間の環境について全職員で検討する必要がある。例えば、4歳の園児の保育室が2学級ある場合、午睡の時間は2学級を混合にして、片方の保育室を午睡の部屋として、もう一方を活動する園児の過ごす部屋として使う場合がある。しかし、隣に位置する保育室であると友達の声が聞こえて眠りにつけない園児が多い場合があり、多目的室など、園内の別の場所を一時的に午睡に適した環境に整え、活用するなどの工夫も必要である。

同様に午睡をしない園児の活動の場にも配慮する必要がある。午睡をしている園児が起きないように、ただ静かにさせるのではなく、この園児にとっても伸び伸び遊ぶことができる充実した環境や体制を整えておくことが求められる。保育を必要とする子どもに該当する園児であっても、保護者の希望や園児の心身の健康の状況に配慮して、午睡の時間を短くしたり、起きて遊ぶ環境にも配慮したりして、園児一人一人に合った園での生活のリズムを形成していくことが重要である。例えば、4歳の園児の遊ぶ場の環境構成として、静かに体を休めながら遊ぶことのできるように、低いテーブルや敷物を置き、適度な高さの間仕切りやカーテン等を設定してスペースをつくるなど、午睡をする生活から活動する生活へと円滑に移行できるような環境の構成を工夫していくことも大切である。

なお、例えば、暑い時期、思う存分水遊びなどを行った場合、4、5歳の園児でも午後はゆったり過ごしたり、午睡をしたりした方がよい場合もある。また、体調がよくない園児や前日の疲れが残っている園児など個別に午睡が必要となる場合もある。園児一人一人の体調等を見極めて、園児の午睡の有無を判断していく必要がある。

さらに、5歳頃の園児に関しては、就学後の生活も見通し一日の生活のリズムを形成していく観点から、保護者と連携を取りつつ、一年間の流れの中で園児の心身の健康の状況と合わせて考えながら、徐々に午睡のない生活に慣れていくことが大切である。園児一人一人の成長に合わ

せて、その日の体調なども考慮した上、保護者とも相談しながら、午睡を一律にさせるのではなく、発達の段階に合わせて、園児一人一人が自分で生活のリズムを整えていくようにしていくことが望ましい。

夜間の睡眠との関係や園児一人一人の成長や発達の状況、在園時間等の状況をよく見極めて、家庭と連携を密に取りながら園での対応を柔軟にしていくことが重要である。

5 長時間にわたる保育

5 長時間にわたる保育については、園児の発達の過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置付けること。

長時間にわたる保育については、特に園児の心身の健やかな発達を保障できるよう様々な配慮が必要である。指導計画の作成に当たっては、園児一人一人の発達の過程、一日の園生活の流れを見通した園児一人一人の生活のリズムやそこでの心身の状態に十分に配慮したかかわりが求められる。

延長保育や夜間保育の場合は特に、家庭的でゆったりとくつろぐことができる環境や保育教諭等の個別的なかかわりなど、園児が負担なく落ち着いて過ごすことができるよう心掛けることが重要である。また、通常の時間帯における保育との関連やバランスを視野に入れ、一日の中で気持ちを切り替えられるよう配慮することも大切である。さらに、夕方以降の時間帯においては、一日の疲れや保護者を待ちわびる気持ちを受け止め、保育教諭等が温かくかかわることが求められる。

長時間にわたる保育においては、とりわけ家庭との密接な連携が必要となる。保護者の状況を理解し心身の状態に配慮しながら、園児の生活の様子や育ちの姿を伝え合い、園児の思いや一日の全体像について理解

を共有することが重要である。また、延長保育や夜間保育で食事や補食を提供する場合には、園児の生活のリズムを視野に入れながら、一日の食事の時間や量、内容などについて保護者と情報を交換することが必要である。

園児が安心して充実した毎日を過ごすことができることは、保護者にとって大きな支えとなり、幼保連携型認定こども園に対する信頼感へとつながる。

長時間にわたる保育では、職員の勤務体制により一日の中で複数の職員が担当することになる。引継ぎの際には職員間での正確な情報の伝達を心掛け、全職員が協力して、園児や保護者が不安を抱くことのないよう十分に配慮しながらかかわっていくことが必要である。

また、指導計画の作成とその実践においても、各々の保育教諭等が一日の教育及び保育の流れを把握した上で、それぞれの担当する時間や園児にふさわしい対応ができるよう、教育及び保育のねらいや内容等について理解を共有して取り組むことが重要である。

6 障害のある園児の教育及び保育

6 障害のある園児の指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、適切な環境の下で、障害のある園児が他の園児との生活を通して共に成長できるよう、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉などの業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の園児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

認定こども園法第26条では、幼保連携型認定こども園において、障害のある園児などに対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育及び保育を行うこととなっている。特別支援教育は、障害のある園児の自立などに向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、園児一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活上などの困難を改善又は克服するため、適切な指導又は必要な支援を行うものである。さらに、特別支援教育を推進することは、障害のある園児への指導にとどまらず、障害のない園児への指導の充実にも資するものである。

これらを踏まえ、幼保連携型認定こども園において障害のある園児を指導する場合には、幼保連携型認定こども園における教育及び保育の機能を十分生かして、園生活の場の特性と人間関係を大切にし、その園児の発達を全体的に促していくことが大切である。そのため、幼保連携型認定こども園では、園児の障害の種類や程度などを的確に把握し、個々の園児の障害の状態などに応じた指導内容・指導方法の工夫について検討し、適切な指導を行う必要がある。その際、保育教諭等は、ありのままの園児の姿を受け止め、園児が安心し、ゆとりを持って周囲の環境と十分にかかわり、発達していくようにすることが大切である。例えば、弱視の園児がぬり絵をするときには輪郭を太くするなどの工夫をしたり、難聴の園児に絵本を読むときには保育教諭等が近くに座るようにして声がよく聞こえるようにしたり、肢体不自由の園児が興味や関心を持って進んで体を動かそうとする気持ちが持てるように工夫したりするなど、その園児の障害の種類や程度に応じた配慮をする必要がある。また、障害のある園児とない園児が一緒に遊ぶときには、園児同士がかかわりながら、それぞれの園児が遊びを楽しめるように適切な援助をする必要がある。

また、「特別支援学校」は、認定こども園法第26条により、幼保連携型認定こども園などの要請に応じて、幼保連携型認定こども園に在籍す

る障害のある園児などに関し必要な助言又は援助を行うよう努めることとなっている。このことを踏まえ、幼保連携型認定こども園は、特別支援学校や医療・福祉などの関係機関と連携を図り、障害のある園児の教育についての専門的な助言や援助を活用しながら、適切な指導を計画的、組織的に行うことが大切である。

例えば、障害のある園児一人一人について、指導の目標や内容、配慮事項などを示した計画（個別の指導計画）を作成し、職員の共通理解の下にきめ細かな指導を行うことが考えられる。また、障害のある園児については、園生活だけでなく家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要である。このため、家庭や医療機関、福祉施設などの関係機関と連携し、様々な側面からの取組を示した計画（個別の教育支援計画）を作成することなどが考えられる。これらのことは特別支援学校などで行われてきており、それらを参考とするなどして、それぞれの幼保連携型認定こども園や園児の実態に応じた指導方法を工夫することが大切である。

障害のある園児の指導に当たっては、何よりも幼保連携型認定こども園の保育教諭等が障害のある園児に対する理解を深め、その教育及び保育についての知識と経験を豊かにすることが大切である。そのためには、例えば、園内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーターを指名するなど、幼保連携型認定こども園の全職員の協力体制をつくりながら、計画的、組織的に取り組むことが重要である。同時に、その園児の日常生活に支障がないように、あるいは安全を確保する観点から、施設や設備の整備、学級編制や職員の配置への配慮をすることも大切である。

また、障害のある園児の発達の状態は、家庭での生活とも深くかかわっている。そのため、保護者との密接な連携の下に指導を行うことが重要である。保育教諭等は、園児への指導と併せて、保護者が我が子の障害を受容できるようにしたり、将来の見通しについての不安を取り除く

ようにしたり，自然な形で園児とのかかわりができるようにしたりするなど，保護者の思いを受け止めて精神的な援助や養育に対する支援を適切に行うように努めることが大切である。

なお，児童福祉法の改正により，障害児が身近な地域で支援が受けられるよう，通所・入所の利用形態の別により，障害児通所支援・障害児入所支援に一元化した。

障害児通所支援については，児童発達支援，医療型児童発達支援，放課後等デイサービス，保育所等訪問支援により構成されている。また，障害児入所支援については，福祉型障害児入所施設と医療型障害児入所施設により構成されている。

これらの事業のうち，例えば，保育所等訪問支援は，訪問支援員（障害児の支援に相当の知識・技術及び経験のある児童指導員・保育士，機能訓練担当職員等）が保育所等を定期的に訪問し，集団生活への適応のための専門的な支援を行うものである。障害児本人に対する支援（集団生活適応のための必要な訓練等），訪問先施設の職員に対する支援（支援方法等に関する情報共有や指導等）を通じ，専門的な支援が行われるものである。訪問先として，保育所，幼稚園，認定こども園などが対象である。この事業などの活用を通して，障害のある園児に対する支援を行うことも可能である。

このように，障害児の支援の強化を図るため，各地域においては，多様な施策が展開されており，各幼保連携型認定こども園においては，事業の内容や支援策などの把握に努め，市町村を始めとした関係機関との連携を通じて，障害のある園児の指導を行うことも求められる。

7 障害のある園児と共に活動する機会

7 園児の社会性や豊かな人間性を育むため，地域や幼保連携型認定こども園の実態等により，特別支援学校などの障害のある子どもと

の活動を共にする機会を積極的に設けるよう配慮すること。

障害のある園児については、障害の状態などに応じた適切な指導を行うとともに、様々な体験を通して、園児が達成感や成就感を味わい、自分の行動に対する自信と積極的な姿勢を早期から身に付けることができるようにすることが重要である。このため、特別支援学校の幼稚部においては、幼児が積極的に幼保連携型認定こども園の園児などと活動を共にする機会を設け、様々な触れ合いや出会いの体験を豊かにすることが望まれる。

また、幼保連携型認定こども園にとっても、障害のある園児と活動を共にすることを通して、仲間として気持ちを通じ合うことを実感するなど、視野を広げる上で有意義な機会となることが期待される。このことは、園児が将来、障害者に対する正しい理解と認識を深めるばかりでなく、社会性や豊かな人間性を身に付ける上でも大切なことである。

障害のある園児と障害のない園児が活動を共にすることは、全ての園児にとって意義のある活動であり、今後一層の充実を図ることが大切である。

このような活動が、それぞれの園児にとって意義のある体験となるためには、例えば、連絡会を設け、幼保連携型認定こども園の保育教諭等と特別支援学校の幼稚部の教師が互いの情報や意見を十分に交換するなど、相互の連携を図りながら、組織的に計画的・継続的な活動に取り組むことが重要である。

なお、特別支援学校の幼稚部だけでなく、日常の教育及び保育において様々な機会を通じ、幼保連携型認定こども園の園児が園内外の障害のある幼児及び児童などと触れ合うことができるよう配慮することも大切である。

8 特別に配慮を要する園児への対応

8 健康状態、発達状況、家庭環境等から特別に配慮を要する園児について、一人一人の状況を的確に把握し、専門機関との連携を含め、適切な環境の下で健やかな発達が図られるよう留意すること。

乳幼児の集団生活の場となる幼保連携型認定こども園では、園児の状態を的確に把握し、園児一人一人の必要に応じて園生活の中で特別な配慮をする必要がある。例えば、病気の始まりや病気の回復期などの体調不良の園児、先天性疾患や慢性疾患等の健康状態から特別に配慮を要する園児、また、精神運動機能の全般的な発達の遅れや言葉、対人関係の発達に偏りが見られるなどの発達の状況から特別に配慮を要する園児など、園生活の中で特別に配慮を要する園児がいる。

健康状態について特別に配慮を要する園児については、日々、保育教諭等が園生活の中で心身の状態を把握し、保護者からも園児の健康状態についての情報提供を受けて的確に健康状態の把握に努めるようにするとともに、栄養教諭や栄養士、養護教諭や看護師等と連携し学校医と相談しながら適切な支援ができるよう配慮する必要がある。

こうした園児が集団の中で自己肯定感を持って楽しんだり、満足感を味わったりできるように、他の園児と同じ活動を同じようにすることのみを願うのではなく、その園児なりに自己発揮したり、挑戦したりする気持ちが味わえるような教育・保育の内容や教材等を工夫したり、環境の構成を考えたりすることが大切である。また、保育教諭等の温かいかわりをモデルにして、他の園児から学級の一員として大事に受け入れられるような雰囲気づくりをする必要がある。対象となる園児への対応が特別なものにならないように配慮し、他の園児や保護者に対しても病

気等について正しく理解できるような配慮が必要である。

特別に配慮を要する園児については、園児一人一人の状況が異なることから、保護者や学校医等との連絡を密にすることが大切である。必要に応じて、市町村、医療機関や障害児支援関係機関等の助言を受けるなど、園児一人一人の状況を踏まえて、保育教諭等は適切な対応を行っていく必要がある。また、担任や担当の保育教諭等だけで対応を行うのではなく、必要に応じて、園児への対応等について全職員で情報の共有を図るなど、園全体で話し合っって適切に対応を行っていくことが求められる。また、その際には、知り得た情報の守秘義務についても十分配慮する必要がある。

9 行事の指導

9 行事の指導に当たっては、幼保連携型認定こども園の生活の自然な流れの中で生活に変化や潤いを与え、園児が主体的に楽しく活動できるようにすること。なお、それぞれの行事については教育的及び保育的価値を十分検討し、適切なものを精選し、園児の負担にならないようにすること。

行事は、園児の自然な生活の流れに変化や潤いを与えるものであり、園児は、行事に参加し、それを楽しみ、いつもの園生活とは異なる体験をすることができる。

また、園児は、行事に至るまでに様々な体験をするが、その体験が園児の活動意欲を高めたり、園児同士の交流を広げたり、深めたりするとともに、園児が自分や友達が思わぬ力を発揮することに気付いたり、生活や遊びに新たな展開が生まれたりする。

それゆえ行事を選択するに当たっては、長期の指導計画を念頭に置いて、園児の生活に即して必要な体験が得られるように、また生活や遊びがさらに意欲的になるよう、行事が終わった後の園生活をも考慮することが大切である。

また、その指導に当たっては、園児が行事に期待感を持ち、主体的に取り組んで、喜びや感動、さらには、達成感を味わうことができるように配慮する必要がある。

なお、園生活に行事を過度に取り入れたり、結果や出来映えに過重な期待をしたりすることは、園児の負担になるばかりでなく、ときには園生活の楽しさが失われることにも配慮し、園児の発達の過程や生活の流れから見て適切なものに精選することが大切である。また、家庭や地域社会で行われる行事があることにも留意し、地域社会や家庭との連携の下で、園児の生活を変化と潤いのあるものとするのが大切である。

(第2章 第2節 3身近な環境とのかかわりに関する領域「環境」[内容] (3) 183ページを参照)

10 小学校教育との円滑な接続

10 園児の発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図るとともに、幼保連携型認定こども園の園児と小学校の児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど、連携を通じた質の向上を図ること。

幼保連携型認定こども園では計画的に環境を構成し、遊びを中心とした生活を通して体験を重ね、園児一人一人に応じた総合的な指導を行っている。一方、小学校では、時間割に基づき、各教科の内容を教科書などの教材を用いて学習している。このように、幼保連携型認定こども園

と小学校では、子どもの生活や教育方法が異なる。このような生活の変化に子どもが対応できるようになっていくことも学びの一つとして捉え、保育教諭等と小学校の教師は適切な指導を行うことが必要である。しかし、生活の変化が大きすぎると、子どもはその生活の変化にうまく適応できないこともある。子どもは小学校入学と同時に突然違った存在になるのではなく、子どもの発達や学びは連続していることから、幼保連携型認定こども園における教育及び保育と小学校教育の円滑な接続のため、指導計画において配慮するとともに連携を図るようにすることが大切である。

具体的な活動に当たっては、例えば、園児と児童の交流、小学校の教師との意見交換や合同の研究などが挙げられる。園児と児童が交流することによって、園児は、児童に憧れの気持ちを持ったり、小学校生活に期待を寄せたりすることができる。実際に交流を行う中で、児童と「一緒に遊ぶ」「一緒に生活する」という体験を通じて、園児は自分の近い未来を見通すことができるようになる。さらに、園児が、近隣の小学校へ出掛ける場合には、小学校の校舎や校庭、学校生活の流れの一端を知るよい機会になり、小学校生活に安心感と期待感を持つことにもつながる。一方で児童は、年下の園児と接することで、自分の成長に気付いたり、思いやりの心を育んだりすることができる。これらのことから、園児と児童にとって意義のある交流活動とするには、相互のねらいや方法などを踏まえ、継続的・計画的に取り組むことが大切である。例えば、実施に当たって年間計画を作成したり、交流活動について事前の打合せをしたり、交流活動後に互いの意見や情報を十分に交換したりするなど、相互の連携を図りながら取り組むことが大切である。

また、子どもの発達や学びの連続性を確保するためには、幼保連携型認定こども園の保育教諭等と、小学校の教師が共に乳幼児期から児童期への発達の流れを理解することが大切である。すなわち、幼保連携型認定こども園の保育教諭等と、小学校の教師が共に、子どもの発達を長期

的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深めることが大切である。このため、意見交換、合同の研究会や研修会、参観、事例を持ち寄り話し合うことなどが考えられる。その際には、幼保連携型認定こども園における教育及び保育と小学校教育はその指導方法の違いのみでなく、共通点について理解することも大切である。例えば、小学校教育でも、各教科において、教師が教えるだけでなく、自分で調べるなどの主体的な学習などを重視している。さらに、総合的な学習の時間では、体験活動を通し、自分たちで課題を見付け探究していくことを大切にしている。また、生活科においては、他教科などとの関連を積極的に図り、生活科を中心とした合科的な指導も行われている。

また、幼保連携型認定こども園の保育教諭等は、小学校の生活や学習を見通した上で、幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行うことが大切である。**(第3章 第2節 7小学校以降の生活や学習の基盤の育成 264ページを参照)** そのためには、組織的、計画的な保育教諭等と小学校教師との交流の中で、小学校教育について理解を深めるとともに、中学校、そしてその先の学校教育の中で幼保連携型認定こども園が果たすべき役割について理解を深めることも必要である。さらに、認定こども園法施行規則において、幼保連携型認定こども園の園長は、園児の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを小学校の校長に送付しなければならないこととなっている。このような関係法令も踏まえ、幼保連携型認定こども園における教育及び保育と小学校教育の円滑な接続を図る必要がある。

なお、近年、幼稚園・保育所などと小学校の連携のみならず、認定こども園も加えた連携が求められている。保育所・幼稚園・認定こども園・小学校の合同研修、保育教諭・保育士・幼稚園教師・小学校教師等の交流、保育所・幼稚園・認定こども園の園児と小学校の児童との交流などの連携を進め、乳幼児期の教育及び保育の成果が小学校につながるようにすることも大切である。

1 1 家庭や地域社会との連携

11 園児の生活は、家庭を基盤として地域社会を通じて次第に広がりを持つものであることに留意し、家庭との連携を十分に図るなど、幼保連携型認定こども園における生活が家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されるようにすること。その際、地域の自然、人材、行事や公共施設などの地域の資源を積極的に活用し、園児が豊かな生活体験を得られるように工夫をすること。また、家庭との連携に当たっては、保護者との情報交換の機会を設けたり、保護者と園児との活動の機会を設けたりなどすることを通じて、保護者の乳幼児期の教育及び保育に関する理解が深まるよう配慮すること。

園児の生活は、家庭、地域社会、そして、幼保連携型認定こども園と連続的に営まれている。園児の家庭や地域社会での生活経験が幼保連携型認定こども園において保育教諭等や他の園児と生活する中で、さらに豊かなものとなり、園生活で培われたものが、家庭や地域社会での生活に生かされるという循環の中で園児の望ましい発達を図られていく。

したがって、指導計画を作成し、指導を行う際には、家庭や地域社会を含め、園児の生活全体を視野に入れ、園児の興味や関心の方向や必要な経験などを捉え、適切な環境を構成して、その生活が充実したものとなるようにすることが重要である。このためには、家庭との連携を十分にとって、園児一人一人の生活についての理解を深め、幼保連携型認定こども園での生活の様子などを家庭に伝えるなどして、幼保連携型認定こども園と家庭が互いに園児の望ましい発達を促すための生活を実現していく必要がある。また、園児が幼保連携型認定こども園において自己を発揮し、生き生きと生活するためには、幼保連携型認定こども園が安

心して過ごすことができる場になっていることが大切である。園児は、保護者の感情や生活態度に影響されることが大きく、保護者が幼保連携型認定こども園や保育教諭等に信頼感を持っていれば、園児も安心して過ごすことができるようになってくる。

さらに、最近の園児は、情報化社会の中で多くの間接情報に囲まれて生活しているが、自然と触れ合ったり、地域で異年齢の子どもと遊んだり、働く人と触れ合ったり、高齢者を始め幅広い世代と交流したりするなどの直接的、具体的な体験が不足している。このことから、地域の資源を活用し、園児の心を揺り動かすような豊かな体験が得られる機会を積極的に設けていく必要がある。

特に、自然の中で園児が豊かな生活体験をすることが大切であり、家庭との連携を図りながら、近隣の自然公園や自然の中にある宿泊施設の活用なども考えていくことが必要である。このような園外の活動は、園児の発達を十分に考慮した計画の下に実施する必要がある。保護者の参加なども考え、安全に配慮して実施することが必要である。豊かな自然の中で、保育教諭等や友達と共に宿泊したり、様々な活動をしたりすることは、自立心を育て、人とかかわる力を養い、園児の記憶の中に楽しい思い出として残るであろう。

各地域には、それぞれ永年にわたって培われ、伝えられた文化や伝統がある。これらに触れる中で、園児が、日本やその地域が長い歴史の中で育んできた伝統や文化の豊かさに気付くこともあろう。また、地域の祭りや行事に参加するなどして、自分たちの住む地域に一層親しみを感じたりすることもあろう。このように、園児が行事などを通して地域の文化や伝統に十分触れて、豊かな体験をすることも大切である。

家庭との連携に当たっては、保護者が乳幼児期の教育及び保育に関する理解が深まるようにすることも必要である。そのためには、情報交換の機会や教育及び保育への参加などを通じた保護者と園児との活動の機会の設置などが考えられる。情報交換は保護者会などの場を活用するだ

けでなく、降園時の機会や連絡帳を活用するなど、日々の中で園児の様子や園児の成長の姿を伝え合うことが大切である。また、教育及び保育への参加などを通じて、保護者が園生活そのものを体験することは、幼保連携型認定こども園における教育及び保育を具体的に理解することができるとともに、保護者が園児と体験や感動を共有することで、園児の気持ちや言動の意味に気付いたり、園児の発達の様子を見通したりすることにつながる。子育てへの不安や孤立感を感じている保護者が増える中、保育教諭等の園児へのかかわり方を間近で見ることで、園児へのかかわり方を学んだり、保護者同士の体験の共有から同じ子育てをする仲間意識を感じたりもする。さらに、教育及び保育への参加終了後などに、保育教諭等との情報交換の機会を設け、園児の状況を踏まえた保育教諭等のかかわりなどについて、保護者と話し合うことにより、保護者は、幼保連携型認定こども園における教育及び保育や園児へのかかわり方への理解を一層深めることができる。このような取組を通じて、幼保連携型認定こども園と家庭との連携が深まり、園児がより豊かな生活を送ることができるようになることが大切である。

そのため、幼保連携型認定こども園は、様々な機会を通して家庭との連携を図るとともに、保護者が幼保連携型認定こども園における教育及び保育や園児の発達の道筋、園児とのかかわり方への理解が深まるように配慮することが大切である。

(参考1) 認定こども園法 (平成18年法律第77号)

(定義)

第2条 (略)

2～6 (略)

7 この法律において「幼保連携型認定こども園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいう。

8 この法律において「教育」とは、教育基本法 (平成18年法律第120号) 第6条第1項に規定する法律に定める学校 (第9条において単に「学校」という。) において行われる教育をいう。

9 この法律において「保育」とは、児童福祉法第6条の3第7項に規定する保育をいう。

10～12 (略)

(参考2) 教育基本法 (平成18年法律第120号)

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 (略)

(参考3) 児童福祉法 (昭和22年法律第164号)

(事業)

第6条の3 (略)

2～6（略）

7 この法律で、一時預かり事業とは、家庭において保育（養護及び教育（第39条の2第1項に規定する満3歳以上の幼児に対する教育を除く。）を行うことをいう。以下同じ。）を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。第24条第2項を除き、以下同じ。）その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。

（幼保連携型認定こども園）

第39条の2 幼保連携型認定こども園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の幼児に対する教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。）及び保育を必要とする乳児・幼児に対する保育を一体的に行い、これらの乳児又は幼児の健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設とする。

2（略）

幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説作成協力者

(50音順)

(職名は平成26年4月1日現在)

秋田	喜代美	東京大学大学院教育学研究科教授
阿部	宏行	北海道教育大学准教授
網野	武博	東京家政大学特任教授
岩田	純一	京都教育大学名誉教授
岩立	京子	東京学芸大学教授兼東京学芸大学附属幼稚園長
榎沢	良彦	東京家政大学家政学部教授
大方	美香	大阪総合保育大学児童保育学部教授
大川	美紀子	千代田区立麴町幼稚園主任教諭
岡上	直子	十文字学園女子大学人間生活学部教授
岡村	宣	認定こども園ポプラの木園長
岡本	拡子	高崎健康福祉大学人間発達学部教授
柏女	霊峰	淑徳大学総合福祉学部教授
加藤	篤彦	武蔵野東第一・第二幼稚園長
椛沢	幸苗	中居林保育園理事長
神長	美津子	國學院大學人間開発学部教授
上林	千秋	高崎市立城東小学校教諭
河邊	貴子	聖心女子大学文学部教授
吉川	由基子	小奴可保育所所長
木戸	啓子	倉敷市立短期大学保育学科准教授
小枝	達也	鳥取大学地域学部教授
酒井	治子	東京家政学院大学現代生活学部准教授
佐々木	晃	鳴門教育大学附属幼稚園園長
汐見	稔幸	白梅学園大学・白梅学園短期大学学長
志民	一成	静岡大学教育学部教授
柴崎	正行	大妻女子大学家政学部教授
ト田	真一郎	常磐会短期大学幼児教育科教授
杉原	隆	財団法人田中教育研究所所長
鈴木	みゆき	和洋女子大学人文学群教授
砂上	史子	千葉大学教育学部准教授
高櫻	綾子	日本女子大学家政学部専任講師
高山	静子	東洋大学ライフデザイン学部准教授
竹内	京子	品川区立南ゆたか保育園園長
田中	雅道	光明幼稚園長
民秋	言	白梅学園大学名誉教授
千鶴	武夫	関西学院聖和短期大学教授
鶴	宏史	武庫川女子大学文学部准教授

寺田清美	東京成徳短期大学幼児教育科教授
友定啓子	山口大学教育学部教授
奈須正裕	上智大学総合人間科学部教授
野本茂夫	國學院大學人間開発学部准教授
橋本真紀	関西学院大学教育学部教授
福嶋義信	合志中部保育園園長
藤城富美子	杉並区立浜田山保育園看護師
帆足英一	世田谷子どもクリニック院長
掘越紀香	奈良教育大学教育学部准教授
増田まゆみ	東京家政大学家政学部教授
三代川紀子	浦安市立東野保育園副園長
無藤隆	白梅学園大学子ども学部教授兼子ども学研究科長
矢藤誠慈郎	岡崎女子大学子ども教育学部教授
横山真貴子	奈良教育大学教育学部教授
吉田伊津美	東京学芸大学准教授
渡邊郁美	新宿区立あいじつ子ども園園長
渡邊英則	認定こども園ゆうゆうのもり幼保園長

なお、内閣府、文部科学省、厚生労働省においては、次の者が本書の編集に当たった。

長田浩志	内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付 参事官（少子化対策担当）
角田リサ	内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付 参事官（少子化対策担当）付企画官
淵上孝之	文部科学省初等中等教育局幼児教育課長
蝦名喜之	文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課長 （前初等中等教育局幼児教育課長）
林俊宏	文部科学省幼児教育課幼児教育企画官
朝川知昭	厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長
橋本泰宏	厚生労働省大臣官房会計課長 （前雇用均等・児童家庭局保育課長）
南新平	厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課 幼保連携推進室長
津金美智子	文部科学省幼児教育課教科調査官
湯川秀樹	文部科学省幼児教育課幼児教育調査官
馬場耕一郎	厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課 保育指導専門官